

尼崎市議会政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準を定める規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年尼崎市条例第33号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、その作成費について政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準)

第2条 政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準は、別表のとおりとする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

- | |
|---|
| <p>(1) 会派広報紙に次の各号に掲げる事項が掲載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 市政若しくはその課題、市政に係る尼崎市議会（以下「議会」という。）での審議状況又は会派等（会派又は団体（条例第2条第1号に規定する団体をいう。）をいう。以下同じ。）の活動状況に関する事項（以下「市政等事項」という。）イ その発行主体たる会派等の名称及び主たる事務所の所在地ウ 当該会派広報紙の作成費に政務活動費が充てられていること。 <p>(2) 会派等の構成員のプロフィール（氏名、年齢、経歴その他の個人に関する情報（写真に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項が会派広報紙に掲載されていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 当該構成員の氏名又は年齢イ 当該構成員の議会における役職、所属する委員会の名称又は尼崎市議会議員選挙の当選回数ウ 当該構成員の会派等における役職エ 当該構成員の附属機関その他の市政に係る機関等における肩書オ その他当該構成員に係る事項で、議長が会派等が行う条例第7条第1項に規定する調査研究その他の活動と合理的関連性を有すると認めるもの <p>(3) 前号に定めるもののほか、会派広報紙に掲載される会派等の構成員の写真又はプロフィール（以下「写真等」という。）にあつては、次に掲げる要件を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 市政等事項に係る記事に付随して一体となって掲載される会派等の構成員の写真等（以下「付随写真等」という。）にあつては、その掲載部分の面積が、付随写真等に係る会派等の構成員1人につき、当該面積及び市政等事項に係る記事で当該構成員に係るものの部分の面積の合計面積の6分の1以下で、かつ、12平方センチメートル以下であること。イ 会派等の構成員の写真がその集合写真である場合にあつては、当該写真（これと一体となって掲載される会派等の構成員のプロフィールを含む。以下「集合写真等」という。）の掲載部分の面積が当該面積及び市政等事項に係る記事（当該集合写真等と合理的関連性を有するものに限る。）の部分の面積の合計面積の3分の1以下で、かつ、当該写真に写る会派等の構成員の顔の部分の縦及び横 |
|---|

の長さが当該構成員1人につきそれぞれ1センチメートル以下であること。

ウ 付随写真等及び集合写真等以外の会派等の構成員の写真等にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 当該写真等に付随して、市民等が当該写真等に係る会派等又はその構成員に対して市政に関する意見を伝え、又はその要望を行うことができる旨が100字以上の文字で明確に記載されていること。

(イ) 当該写真等の掲載部分の面積が、当該写真等に係る会派等の構成員1人につき、12平方センチメートル以下であること。

(ウ) (イ)にかかわらず、当該写真等のうち会派等の構成員の氏名のみが掲載される場合にあつては、その掲載部分の面積が、当該構成員1人につき、3平方センチメートル以下であること。

エ 会派広報紙の全体の構成及び掲載項目、市政等事項に係る記事の配置、分量等に鑑みて、当該写真等の掲載が過度なものでないこと。